

平成31年
3月号

濱田会計事務所通信

平成31年3月2日発行 Vol.19

今年も所得税の確定申告の時期がやってまいりました。毎年、確定申告の相談会場には近畿税理士会姫路支部から税理士が派遣されています。姫路支部で関連の委員をしている事もあり毎年複数の相談会場で従事していますが、〇〇主催の相談会場では数時間待ち、△△主催の相談会場ではほぼ待ち時間なし、と会場によって混雑具合が全く異なります。主催が違うので難しいのですが、もう少し情報交換をして何とか出来ないものかと思えます。



<税務/会計トピックス>

2箇所以上から給与をもらっている場合の税金の計算

会社にお勤めの方は基本的に年末調整により税金の計算は終了します。ただし、2箇所以上から給与をもらっている場合は注意が必要です。

2箇所以上から給与をもらっている場合は、どこの職場の給与が「主たる給与」になるかを申告しなければなりません。

「主たる給与」の支給を受けている会社には扶養控除等申告書を提出し、その会社から支給を受けている給与分の年末調整を行います。

「主たる給与」以外の給与（「従たる給与」）の支給を受けている会社には扶養控除等申告書の提出は出来ず、年末調整をしてもらう事は出来ません。

また、扶養控除等申告書の提出をしていない場合の毎月の源泉所得税の計算は乙欄（提出している場合は甲欄）を使用します。乙欄は甲欄に比べて源泉徴収税額は多額となります。

「従たる給与」からは多額の源泉所得税が徴収されており年末調整も行われていないため、正しく税金の計算を行い税金の還付を受けたい場合は確定申告により還付をしてもらう必要があります。

ただし、確定申告を行えば必ず還付になるとは限りません。

確定申告は申告すれば還付になる場合、特例を受けるなど特別な事情がない限り申告義務はないので、還付金が少額であるなど気にならなければ申告はしなくても問題はありません。

最近インターネット上で国税庁が用意している「確定申告書作成コーナー」で比較的簡単に確定申告書を作成する事が出来るので自分で確定申告をしてみようと思う人は是非お試し下さい。



<相続・贈与税のお話し>

共有不動産の解消、地番の整備、境界の確定

不動産を共有で相続することには一定のリスクがあります。例えば相続人の土地を兄弟で相続して共有名義にし、兄弟の子、さらにその子の代まで相続が続いていくと不動産の所有者が多数に広がる可能性があります。このような場合に共有不動産を売却しようとしても共有者全員の同意を得なければならず、売却が難しくなってしまうのです。その他にも土地の範囲が明確でなく地番が整備されていない場合、隣地との境界が確定されていないといった場合には、相続の際に相続財産を特定できずに困ることがあります。

その為事前に共有関係の解消、地番の整備、境界の確定をあらかじめしておく、又は相続を機に整理しておくことが重要なのです。

共有不動産の共有関係を解消したい場合、各共有者はいつでも共有物の分割の請求をすることができます。この請求により共有者間で共有物の分割の協議を行うことにはなりますが、協議が整わない場合も考えられます。そのような場合には、裁判所に共有物分割訴訟を提起することができます。土地の境界については隣地所有者間で争いがなければ行政上の確定作業で足りますが、争いがある場合には境界確定訴訟などによる必要があります。

共有土地を持分に応じて分割する場合、税務上はその分割による土地の譲渡はなかったものとして取り扱われています。そのため持分に応じた分割であれば、それによる譲渡所得税が課せられることはありません。しかしながら地番の整備をしようとして共有土地を分筆する場合は、必ずしも分筆後の各土地の価額の比が共有持分の割合に等しいとはいえず、譲渡所得税や贈与税が課税される場合があります。そのため、共有物を分割する場合は、税務上の問題がないかどうか慎重に対応する必要があります。



気になる方は一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

